

公認心理師試験 Q&A①

区分	質問	回答
申込 手続	官報を見ると、公認心理師試験の申込みは5月7日からとのことだが、どのように手続を行えばいいのか？	受験の申込手続の詳細について記載される「受験の手引」を3月初旬に公表し、4月初旬から配布を開始する予定です。 「受験の手引」や受験申込書その他受験申込みに必要な書類の請求方法については、3月初旬に当センターのホームページでご案内する予定です。しばらくお待ちください。
	試験についても現任者講習会と同様、申込みの先着順、あるいは抽選か？	受験のお申込みは先着順ではなく、お申込みいただいたすべての方が受験いただけるよう準備を進めています。
	官報に、障害のある方には受験上の配慮をすとあったが、どのように申し出ればいいのか？	障害をお持ちの方等への受験に際しての配慮については、あらかじめ「障害のある方等の受験上の配慮申請書」を当センター宛に請求いただき、申請書に必要な事項をご記入の上、その他必要な書類とともに、当センターに提出いただくことになります。 手続の方法については、「受験の手引」に記載しますので、ご参考ください。
	実務経験が5年以上あるので、現任者として受験したいが、手続はどうすればいいのか？	公認心理師法附則第2条第2項で定めるいわゆる現任者の方は、「現任者講習会の受講・修了」＋「(実務経験5年以上の)実務経験証明書」による実務経験の証明で、受験資格が得られます。 受験申込時には、「現任者講習会」を受講し修了すること、そして「実務経験証明書」で実務経験が5年以上あることの証明が求められます。 「実務経験証明書」は現在作成中です。まもなく当センターホームページに掲載しますので、しばらくお待ちください。
	受験したいが、誰でも申込めるのか？	公認心理師試験を受験するには、受験資格の要件を満たす必要があります。受験資格については、公認心理師法、公認心理師法施行規則、文部科学省及び厚生労働省から発出された受験資格に関連する通知文書等でご確認ください。
受験 資格	自分には受験資格があるのか？	当センターでは、皆さま個々の大学院等での履修状況(いわゆる科目の読替え)や、ご勤務されている場合はご勤務の実情等が正確に分からないため、個別の受験資格の有無に関する照会にはお答えしておりません。 つきましては、法令、文部科学省及び厚生労働省の通知文書等で受験資格要件等をご確認の上、自己の責任において判断いただくようお願いいたします。
	現在心理職の資格を持っているが、自動的に公認心理師になれるのか？	公認心理師は、受験資格を満たす方が公認心理師試験を受験、合格し、公認心理師登録簿に登録を受けて公認心理師となります。既存の心理職の資格を持っていることで、自動的に公認心理師になることはありません。
	以前心理関係の資格試験を受験し合格したが、公認心理師試験では受験科目の免除はあるのか？	公認心理師試験は、受験科目の免除はありません。
	心理支援の仕事をしていましたが、現在休職している。受験資格はあるのか？	公認心理師法附則第2条第2項で定めるいわゆる現任者は、公認心理師法施行日(平成29年9月15日)において業務を行っているということが前提です。 ただし、上記施行日において、業務を休止してから5年を経過していなければ、現任者と同様に「現任者講習会の受講・修了」＋「(実務経験5年以上の)実務経験証明書」により、受験資格が得られます。